

## 社会福祉法人上宮福祉会 役員等報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人上宮福祉会の役員等の報酬及び費用弁償について定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員等とは理事・監事・評議員・第三者委員をいう。

### (理事長の報酬)

第3条 理事長は、毎月4回以上出勤し報酬は、年額240,000円とする。

### (役員等の出席)

第4条 役員等が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

### (理事の報酬)

第5条 理事が理事会・評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表1、別表2により報酬、費用弁償を支払うことができる。

### (監事の報酬)

第6条 監事が法人及び施設の運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は別表1、別表2により報酬、費用弁償を支払うことができる。

監事が理事会、評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表1、別表2により報酬、費用弁償を支払うことができる。

### (評議員の報酬)

第7条 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表1、別表2により報酬、費用弁償を支払うことができる。

### (第三者委員の報酬)

第8条 第三者委員が苦情解決に向けての調整、助言等の業務にあたった場合は、別表1、別表2により報酬、費用弁償を支払うことができる。

### (摘要除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を摘要除外する。

### (改正)

第10条 本規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならない。

## 附則

- この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。
- この規程は、平成31年 4月 1日より適用する。

## 別表 1

報酬	
理事・監事・評議員・第三者委員	7, 000円
監事：監事監査指導の場合	10, 000円

## 別表 2

費用弁償	
1. 理事、評議員・監事・第三者委員の業務内容	
理事・評議員・第三者委員	
(主な業務内容…指導監査等立合・役員研修会等)	
監事	
(主な業務内容…指導監査立合・監事監査指導・監事研修会等)	
2. 役員等が業務で出張を伴う場合の旅費	
①役員等が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人上宮福祉会旅費規則を準用し	
旅費を支給する。	
②車賃・日当	
車 賃 (1 kmにつき)	日 当 (1 日につき)
円 37	円 1,000
③旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、	
出張後精算することができる。	